

## ⇩ 合併にかかる法人税の取扱い

**Q** : 私は2つの経営している会社を、業務管理の観点から合併しようと思います。会社には税金がかかりますか？

**A** : 税制適格かどうかにより異なりますが、適格であれば、課税関係は生じないこととされています。

### 【解説】

合併は、法人税法では、会社の資産を譲渡したとして取り扱われるため、原則として、被合併法人(消滅会社)において、譲渡損益が認識され課税関係が生じることとなっています。

ただし、次の要件を満たす場合には、実質的に資産の支配関係に異動が生じないことから、譲渡損益に対する課税は繰延べられ、合併法人においては、帳簿価額で受入れることとされています。これを税制適格合併といいます。

#### ① 100%グループ内の適格合併

被合併法人の株主に合併法人株式・合併親法人株式以外の資産が交付されないこと

#### ② 50%超100%未満グループ内の適格合併

- ・ 被合併法人の株主に合併法人株式・合併親法人株式以外の資産が交付されないこと
- ・ 被合併法人の合併直前の従業員のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する者が、合併後の法人の業務に従事することが見込まれていること
- ・ 被合併法人の主要な事業が、引き続き営まれる見込であること

